

日 退 教

日本退職教職員協議会

事務局だより

発行責任者 平岡良久

20-5 FAX 4 枚

2020年12月22日

後期高齢者医療窓口負担 2 割の新設

「課税所得 28 万以上かつ年収 200 万以上(現役並み除く)は窓口負担 2 割に」
後期高齢者医療制度 政府閣議決定 来年の通常国会に法案提出

後期高齢者の医療費・自己負担の在り方について、厚労省の「社会保障制度審議会医療保険部会」と内閣府の「全世代型社会保障制度検討会議」で検討してきました。12月14日に「全世代型社会保障制度検討会議」で以下(四角で囲んだ部分)の決定を行い、15日に政府は閣議決定しました。「医療保険部会」は12月17日に追認する形での決着となりました。

少子高齢化が進み、2022年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である。その場合にあっては、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠である。今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者(75歳以上。現役並み所得者は除く)であっても課税所得が28万円以上(所得上位30%)及び年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とする。今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、2022年度後半で、政令で定めることとする。また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入する。

政府は、「施行時期」「配慮措置」は政令によるとして、窓口負担2割の新設は2021年の通常国会に提出するとしています。

「配慮措置」により、医療費の窓口負担の増加額を月最大 3000 円に抑えるとしていますが。しかし、その負担額は平均で年 26000 円増加して 106000 円になると試算しています。年収 200 万円の人が医療費に年に 10 万円を超えて負担することに耐えられるとは考えられず、当然医療にかかる機会の減少につながるものが想定されます。「配慮措置」は3年間の経過措置であり、3年を過ぎると 34000 円増加して年平均 115000 円の窓口負担になります。

窓口負担 2 割新設後、年収 200 万円以上をさらに引き下げることが「政令」で行うことができます。政権の意向次第での変更が可能です。厳しい監視が必要です。

社会保障は、家族単位や地域単位だった扶養を国民経済単位の社会的扶養に転換した仕組みであり、企業と投資家の利益のみを追求する市場原理主義によって破壊させるわけにはいかない市民の財産です。退連、地公退・日退教はこれまで、社会保障制度の変更にあたっては、丁寧な議論と国民の納得を得ることが最低限必要であると主張してきました。とりわけ、後期高齢者の医療制度の変更は、人生最後の健康といのちを守る仕組みの変更であり看過できません。国会闘争をはじめ、取り組みを強めていきましょう。